

自治会長会議資料

配布資料

(総務課関係)

- (1) 新たな気象情報の運用について・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
- (2) すぐメールについて・・・・・・・・・・・・・・・・ P6
- (3) 防災・減災対策について・・・・・・・・・・・・・・・・ P8
- (4) 消火栓取扱教習動画について・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
- (5) 自主防災活動補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
- (6) 「地域での防災訓練」の確立に向けて・・・・・・・・ P12
- (7) 防犯灯整備補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・ P14

(振興課関係)

- (1) 空き家の管理と活用について・・・・・・・・・・・・・・・・ P15
- (2) 公共交通「おでかけしらかわ」について・・・・・・・・ P16

(町民課関係)

- (1) 人口統計について・・・・・・・・・・・・・・・・ P17

(保健福祉課関係)

- (1) 豆まめ健康茶レンジ事業へのご協力をお願い・・・・・・・・ P19

(農林課関係)

- (1) クマ注意喚起のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・ P20
- (2) 鳥獣被害対策に関する補助金について・・・・・・・・ P21
- (3) 林務係の関係事業について・・・・・・・・・・・・・・・・ P23

(教育委員会関係)

- (1) 白川町の新校舎と特色ある教育・・・・・・・・・・・・・・・・ 別冊

自治会長名簿（略）

警察及び消防署名簿（略）

消防団幹部名簿（略）

令和8年より 気象の警報などが 大きく変わります

情報名称などが大きく変わるため、
防災計画等の点検や見直しをお願いします。

【一覧表】

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

防災気象情報 いつ逃げる？ レベルで 判断！

避難の判断がよりしやすく

POINT! 警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます

◎発表される警報・注意報の名称にレベルが付記されます。避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安が明確になります。詳しくは裏面に。

【変更例】

(旧)「大雨警報」

→ (新)「レベル3大雨警報」

警戒レベル3（高齢者等避難）に相当

POINT! 河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります（特別警報の新設など）

◎従来の「洪水警報」「洪水注意報」は廃止されます。今後は河川の区分に応じ伝え方が変わります。

【変更例】

(旧)「洪水警報」

→【洪水予報河川※】

(新)「レベル3氾濫警報」

→【洪水予報河川以外の河川】(新)「レベル3大雨警報」

◎河川の氾濫に関し「レベル5氾濫特別警報」が新設されます。

※国土交通省または都道府県と共同で発表する洪水予報の対象河川

POINT! 「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます

◎危険な場所から避難が必要な状況であるレベル4相当の情報が「危険警報」として発表されます。

【変更例】

(旧)「土砂災害警戒情報」

→ (新)「レベル4土砂災害危険警報」

CHECK! 線状降水帯の発生などは「気象防災速報」として発表します

◎極端な現象は新たに「気象防災速報」として発表します。

【変更例】

(旧)「顕著な大雨に関する気象情報」

→ (新)「気象防災速報（線状降水帯発生）」

(旧)「記録的短時間大雨情報」

→ (新)「気象防災速報（記録的短時間大雨）」



避難のタイミングは レベルで判断

災害が起きる前に何をすべきか、
レベルごとにチェック！



時間推移のイメージ

数日～
1日前

半日～
数時間前

数時間～
3時間前

2時間～
0時間前

災害
発生

レベル1 早期注意情報

- ・災害への心構えを一段高める
- ・職員の連絡体制を確認する

レベル2 注意報

- ・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する
- ・自治体から発表される避難情報の把握手段を再確認する

レベル3 警報

- ・避難に時間がかかる**高齢者等は危険な場所から避難する**
- ・高齢者等以外の人も必要に応じて避難の準備や自主避難

レベル4 危険警報

- ・**危険な場所から全員避難する**
- ※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了

レベル5 特別警報

- ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況
- ・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

災害の情報、 どう受け取る？



警報・注意報や気象防災速報は、テレビ、ラジオ、インターネット、防災アプリ、自治体の防災無線などを通じて伝えられます。あらかじめ情報入手手段の確認をお願いします。



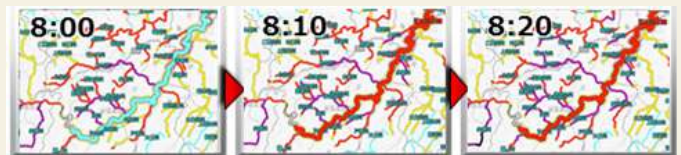
このあとどうなる？ をチェックしよう

警報等の情報が発表された際には、危険度を地図上に示したキキクルや、今後の危険度の推移を示した時系列情報（明日までの警報等の見通し）などを、気象庁ホームページで確認してください。



キキクル 検索

▼キキクル画面イメージ 10分ごとに更新される



▼時系列情報（明日までの警報等の見通し）

QO市の時系列情報（明日までの警報等の見通し）		2025年XX月XX日11時00分発表												
		2025						2026						備考・関連する情報
QO条件	発表	03-11	13-05	16-21	19-24	00-05	03-06	06-06	09-12	12-15	15-18	18-21	21-24	
1時間最大雨量 _{mm}					30	30	50	50	30	20	10			
24時間最大雨量 _{mm}														
大雨														
土砂災害														
危険	単位 _{mm}	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.5	1.0	0.5		

すぐメールしらかわについて

～防災・町からのお知らせ等の情報配信～

役場からのお知らせや暮らしに役立つ情報を携帯電話やパソコンにメールでお届けしている「すぐメールしらかわ」のご登録をお願いします。 ※ **LINE** での配信も行っています。

【配信する情報】

- | | |
|------------|---|
| ◎緊急・防災情報 | 災害時の避難情報や被害情報など |
| ◎気象・地震情報等 | 気象警報・注意報が発表、解除された場合や震度3以上の地震があった場合（緊急地震速報は除く） |
| ◎防犯情報 | 不審者情報、振り込め詐欺情報など |
| ◎イベント情報 | イベントや行事の告知など |
| ◎お知らせ・募集 | 道路の通行規制・断水・停電などの生活情報や職員募集など役場からの各種お知らせ |
| ◎健康情報 | 各種健康診査、予防接種、健康相談、感染症情報など |
| ◎図書館情報 | 美濃白川楽集館からのお知らせ |
| ◎子育てに関する情報 | 子育て支援センター・保健センターからのお知らせなど |



LINEなどメール以外の多様な情報伝達手段に対しても一括配信可能な一斉情報配信サービスとなっています。

📞【お問い合わせ先】
白川町役場 総務課 危機管理係
TEL 0574-70-1312

すぐメールしらかわ 登録手順のご案内

- ご登録の前に**
- メール配信サービスの利用規約に同意していただいた上で、ご登録をお願いいたします。
 - 「sg-p.jp」ドメインあるいは「shirakawa@sg-p.jp」のアドレスからのメールの受信を許可する設定を行ってください。
 - URL付きメールの受信を許可する設定を行ってください。

1 空メールを送信します。

サイトにアクセスし、[空メールを送信する]から空メールを送信します。

▼PC・スマートフォンの場合

<https://plus.sugumail.com/usr/shirakawa/home>



メールアドレスで受け取る方はこちら

メールアドレスを選択して頂く事でメールでの情報発信を受け取る事が出来ます。
登録を行う方は以下のボタンより空メールを送信してください。折り返して登録案内メールが届きますので本文を確認のうえ登録を行ってください。
既に登録済みの方で登録内容の変更や解除を行う場合も以下のボタンより空メールを送信してください。変更・解除用URLをご案内いたします。

空メールを送信する

▼フィーチャーフォン(ガラケー)の場合

<https://m.sugumail.com/m/shirakawa/home>



空メール送信

登録を行う場合は下記より空メールを送信してください。件名はそのまま送信してください。折り返し登録案内メールが届きます。


空メールを送信する

▼共通

「空メールを送信する」ボタンをクリックすると、メールが立ち上がります。そのまま何も入力せずにメールを送信してください。
※メールが起動しない場合は、手動でメールを立ち上げ、下記アドレスに空メールを送信してください。

t-shirakawa@sg-p.jp

2 LINEアプリを開いてQRコードを読み取って友だち追加します。



LINEアプリの友だちタブを開き、画面右上にある友だち追加ボタン>[QRコード]をタップして、コードリーダーでスキャンしてください。

2 メール・LINEにメッセージが届きます。

記載された登録用URLをクリックし登録に進みます。

すぐメールしらかわへ申し込みいただきまして、ありがとうございます。
登録を行う場合は、次のURLより行ってください。

<https://plus.sugumail.com/usr/XXXXXXXXXXXXXXXX>


※フィーチャーフォンの場合は異なるURLが表示されます。

すぐメールしらかわへ申し込みいただきまして、ありがとうございます。
登録を行う場合は、次のURLより行ってください。

<https://plus.sugumail.com/usr/XXXXXXXXXXXXXXXX>

3 利用規約を確認します。

利用規約をご確認の上、「同意する」ボタンをクリックします。



(1)利用者の個人情報の保護には万全の注意を払います。
(2)偽造または不実な情報の送信、第三者の名誉・プライバシーの侵害その他の権利・利益を害する一切の行為を禁じます。

同意する

4 配信カテゴリを選択し会員登録を行います。

カテゴリを選択し、[確認画面へ]ボタンをクリックします。



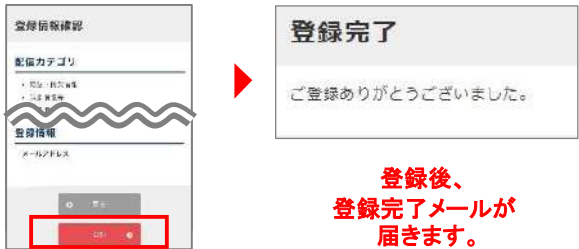
登録するカテゴリにチェックを入れます。

登録するカテゴリを確認して[確認画面へ]ボタンをクリックします。

確認画面へ

5 入力内容を確認し、登録します。

入力内容をご確認の上、「登録」ボタンをクリックします。登録完了画面が表示されたら登録完了です。



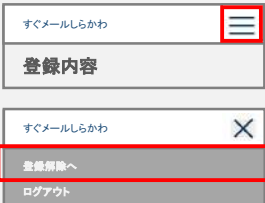
登録完了
ご登録ありがとうございました。

登録後、登録完了メールが届きます。

登録情報変更・退会

空メールアドレス宛にメールを送信、LINEはトークに任意の文字を入力し送信します。返信に記載されたURLから登録情報の変更や退会などを行います。

- メールアドレス変更
メールアドレス下にある[編集]ボタンをクリックして手続きしてください。
- 配信カテゴリ変更
登録情報の[編集]ボタンをクリックします。配信カテゴリ選択画面が表示されるので内容を確認しながら画面を進めて下さい。
- 退会
画面右上のメニューボタンをクリックし[登録解除へ]をクリックします。次の画面で[登録解除へ]ボタンをクリックしてください。



すぐメールしらかわ

登録内容

すぐメールしらかわ

登録解除へ

ログアウト

防災・減災対策について(自助・共助)

大規模災害時の「公助」の限界

東日本大震災や能登半島地震等では、行政が全ての被災者を迅速に支援することが難しいこと、行政自身が被災して機能が麻痺するような場合があることが明確になりました。

大規模災害時では、「公助」(行政、消防、警察、自衛隊、医療機関)の機能に限界があります。

こうしたことから、被害をできる限り少なく抑えるためには、平常時から、自ら取り組む「自助」、地域で取り組む「共助」を実施し、大規模災害に備えることが必要になります。

いざというときに備え、日常的に防災を意識して取り組みましょう。

「自助」・・・自分自身や家族の命と財産を守るために、自分で家族で防災に取り組むこと

- 食料、飲料水の備蓄 → 最低 3 日分の物資の備蓄
- トイレットペーパー、常備薬などの日用品の備蓄
- 自宅の耐震化、耐火性の確保
- 家具、テレビ、蛍光灯などの転倒、落下、移動防止
- 災害用簡易トイレの備蓄
- 家族同士で災害時の安否確認の伝達手段の確保
- 避難経路の確認 など

「共助」・・・自分自身や家族の安全を確保した後に、近所や地域の方々と助け合うこと

- 日頃から顔のみえる関係づくりと近所の助け合い
- 高齢者や乳幼児など、配慮を要する住民の把握や支援体制づくり
- 地域の危険個所の調査

※「防災アドバイザー派遣事業」や「消防団との連携」で支援できます

- 住民が主体となって参加する防災訓練の実施
 - 「パンザマスト(防災行政無線)の取扱い訓練」 … 鍵の保管場所ご存じですか？
 - 「消火栓・消火器の取扱い訓練」

※「自主防災活動補助金を活用」して整備できます

- 地域の脆弱な部分を補うための防災資器材の整備
- 自主避難所(集会所・公民館)の整備に関する経費
 - 「大規模災害に備えた簡易ポータブルトイレの備蓄」

●防災リーダーの育成

防災士の資格取得者に対する補助金があります。【問合せ先】役場総務課危機管理係

防災・減災対策について(公助)

≪情報伝達機能の充実≫

- ①「すぐメールしらかわ」によるメール・LINE配信サービス(別紙)
 - 注意報や警報等の気象情報や防犯に関する情報などの収集ができます。
- ②防災行政無線・音声告知端末機の運用
- ③安全・安心123チャンネルの開局
 - CCネット 12 チャンネルにて、防災・防犯・道路状況などが確認できます。
- ④移動系デジタル無線
 - 役場・各ふれあいセンター・消防団に移動系デジタル無線を配備しています。
- ⑤町ホームページでの緊急・災害情報の発信
 - 気象警報発表時などの緊急時には、町ホームページで情報を発信します。

≪指定避難所等の機能強化≫

- ①災害用備蓄品の整備
 - ・ 防災非常食と飲料水(耐震性貯水槽の整備)
 - ・ 生活用品(紙おむつ、衛生品や哺乳瓶など)
 - ・ 避難所備蓄品(間仕切り、簡易ベッド、マットや災害用簡易式トイレなど)
- ②防災倉庫の設置
 - ・ 町民会館、各地区ふれあいセンター、油井公民館、三川ドーム、
 - ・ 白川中学校、白川小学校、蘇原小学校、黒川中学校、
 - ・ 黒川いこいの家(下之平)、佐見むつみ会館(成山)

≪防火・救命対策≫

- ①消火栓器具更新整備事業補助金
 - ・ 補助対象器具 … 設置後、20年以上経過したもの
 - ・ 補助対象経費と補助金上限額
 - 更新整備1基(ホース格納箱1個、ホース2本、ノズル1本)に対する経費で、100,000円を上限に補助

【ホース格納箱の管理者は、消防団ではなく、「自治会」です！】

- ①…消火栓の取扱いは、皆さんできますか？
 - 消防団との共同による消火栓等の取扱い訓練の実施
 - 防災アドバイザー派遣事業の活用
- ②…1年に1回以上は、消火栓・ホース格納BOXの点検を！

- ②AEDの配備(町内 34 箇所の主要施設に配備)

【問合せ先】 役場 総務課 危機管理係 (電話70-1312 内線214)

「消火栓取扱教習動画」について

白川町消防団が地域住民向けの消火栓取り扱い動画を制作しました。初期消火を想定したものとなっており、少人数かつ高齢者や女性の方でもホースの搬送ができるような方法を消防署と模索し、作成されています。現在、町 HP で公開しておりますので、地域での消火活動や訓練に役立てていただければ幸いです。

◎閲覧方法 白川町 HP から



自主防災活動補助金について

地域の防災力を向上させることを目的に、自主防災組織（自治協議会・自治会）に対して補助金を交付し、自主防災組織の育成と活動の促進を図っています。

要件と金額は…

自主防災組織による防災訓練等の実施（※）を交付条件とし、自主防災組織を構成する1自治会につき3万円（定額）+自主防災組織加入世帯数に500円を乗じて得た額（加算額）、又は実際に要した経費のいずれか少ない額

例) $3万円 + 50世帯 \times 500円 = 55,000円$

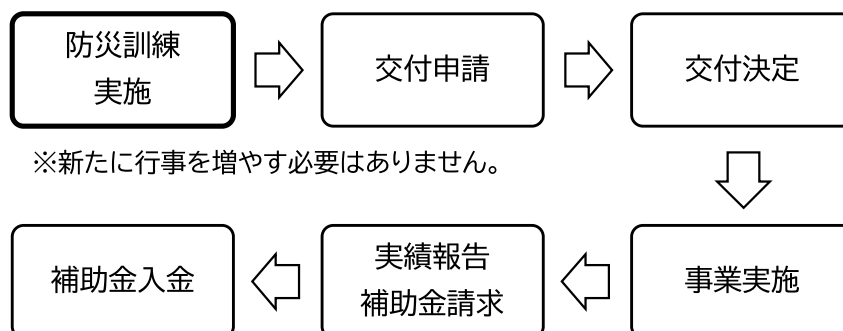
（※）地域の防災力を向上させるため、多くの方が参加される防災訓練等を企画して実施してください。

種類	令和7年度 活用事例
防災資機材整備事業	自主防災組織の防災目的の資機材に要する経費 （応急セット・LEDネックライト・消火スティック・土のう袋・簡易テント・ソーラー電源など）
避難所整備事業	避難所運営に要する経費 （エアコン設置・座敷用いす・LEDランタン・懐中電灯・備蓄食糧など）
その他自主防災組織の目的を達成するために必要な事業	町長が認めた経費

※補助は、1年度につき1回限り。

補助金交付までの流れ

※令和8年度予算額150万円



※新たに行事を増やす必要はありません。

※予算がなくなりしだい終了となります。
早めの申請をお願いします。

【問合せ先】

役場 総務課 危機管理係
電話:70-1312(215)

「地域での防災訓練」の確立に向けて

白川町では、「自助」「共助」をより一層強化していくために、「地域での防災訓練」の確立に向けて、様々な支援を行っています。

1) 「地域での防災訓練」って、どんなもの？

白川町は広大で、地域(自治会)ごとに地理的条件が異なります。土砂災害、浸水被害や孤立する危険性など、それぞれの地域で起こり得る被害想定は様々です。

こうした地域特性による弱い部分を把握し、その対策を行うのが“地域での防災訓練”です。

2) これ以上、自治会での行事を増やしたくない…

防災訓練と聞くと、

- ①しっかりとした訓練計画を作って
- ②訓練に向けた打ち合わせを何回も行い
- ③訓練に参加する人を確保、、、と、考えてしまいがち。

白川町が目指しているのは、「自治会で新たな行事を増やしてほしい！」というわけではありません！！

普段行っている自治会行事に合わせてできる訓練があります。

優良事例を一部紹介します。

【美化作業後に実施した訓練(AED)】



【祭典時に実施した訓練(防災講話)】



3) 必要なのはわかるけれど、どうやれば良いか分からない…

「地域での防災訓練」を定着していただくために、

防災アドバイザー派遣事業による支援を実施しています。

それぞれの地域特性に対応した効果的で持続可能な訓練方法を、ぜひ防災アドバイザーと一緒に考えましょう！

4) 防災アドバイザー派遣事業ってどんな事業？

地震や豪雨などの災害から、大切な命を守り被害を軽減するため、自治会等地域みんなで何をすべきかをともに学び支援する事業です。

○自主防災組織って、いざって時に何をするの？

○防災訓練って、どうするの？

○皆の防災意識を高めたい！

○先進の防災知識を学びたい！

ぜひご相談ください！！
役場 総務課 危機管理係
TEL 70-1312(215)

5) こんなことが行えます！

①災害図上訓練 … DIG、防災講話(地震・豪雨など)

②シェイクアウト訓練 … パンザマスト(防災行政無線)の取扱い、
地震発生時の初期行動

③初期消火訓練 … 消火器・消火栓の取扱い、
バケツリレー、消防団との協力・連携

④避難誘導訓練 … 安否情報伝達、避難方法・経路の確認

⑤応急手当訓練 … AED心肺蘇生訓練、応急手当、搬送方法 等



私が白川町防災アドバイザーです。

消防業務で得た知識と経験を活かし、白川町の防災に貢献します！！

氏名 鈴木真人(すずむらまさひと)
居住地 白川町赤河
経歴 S57～R3 可茂消防事務組合
R4年度～ 白川町防災アドバイザー

防犯灯整備補助金について

夜間の防犯及び歩行者等の通行の安全を図るために自治会が行う、LED防犯灯の設置及び更新に係る経費に対し補助金を交付します。

【補助対象経費】

自治会が行う防犯灯の設置または更新に要する経費

【補助金額】 令和8年度予算額180万円

種 類	補助限度額
・ポール付LED防犯灯の設置	80,000円/基
・既設電柱やポールに設置するLED防犯灯 ・既設防犯灯の更新（LED防犯灯への交換）	35,000円/基

※防犯灯設置後の維持管理費（電気料）は、設置した自治会の負担となります。
 ※防犯灯設置に起因する事故等があった場合は、設置した自治会の責任となります。

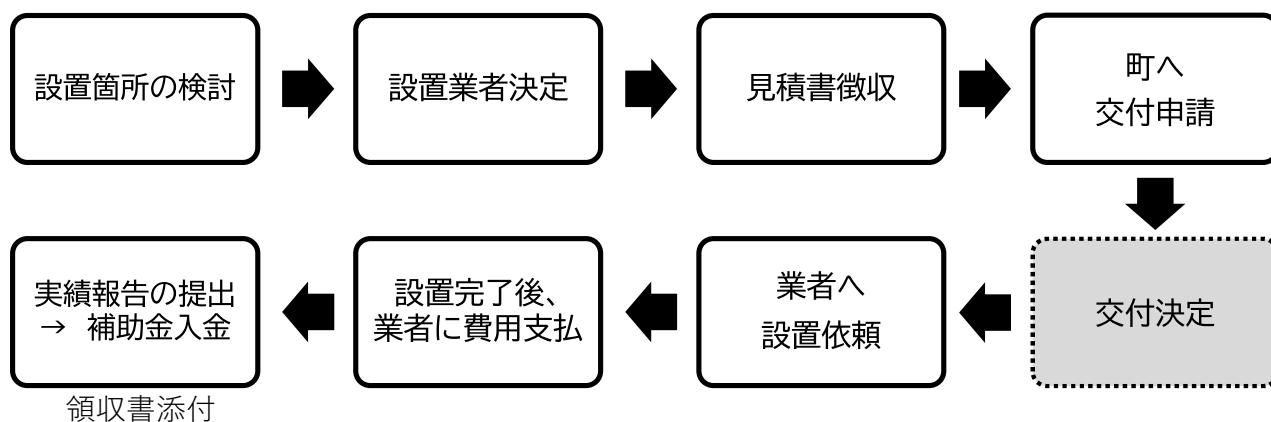
【申請限度について】

申請年度あたり、1回限りの申請となります。また、設置・更新の上限数は、3基までとなります。（設置・更新箇所が3基以上ある場合は、複数年度に分けて申請を行ってください。）

※申請から設置完了までが、年度内（4月から翌年3月まで）に終わるようご注意ください。

補助金交付までの流れ

太線囲い部分・・・自治会で行う部分



※予算がなくなりしだい終了となります。
 早めの申請をお願いします。

（お問い合わせ先）
 役場 総務課 危機管理係
 電話：70-1312 内線214

空き家の放置は危険！ 未来へつなぐ適正管理を

役場振興課魅力発信係
(直通)70-1316

町内の空き家状況

移住交流サポートセンターによる空き家調査(R4 年度)

	白川	白川北	蘇原	黒川	佐見	合計
空き家数	116棟	97棟	156棟	149棟	97棟	615棟
うち登録不可物件数	23棟	10棟	37棟	58棟	8棟	136棟

令和7年度末の空き家バンク登録物件数は、54棟となっている。

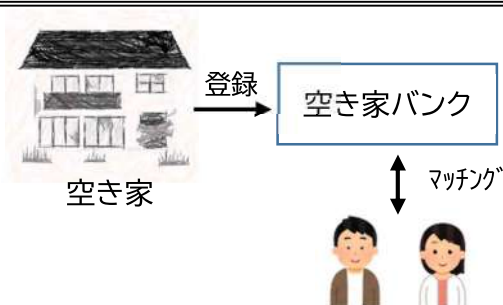
町内空き家率 … 615 棟 / 3,522 棟 = 17.5%

空き家の適正な管理

① 利活用

(令和7年度の空き家利活用数)

移住支援	10件
定住支援	4件
二地域居住支援ほか	7件
計	21件



白川町に移住したいと考えている方に対する住まいが不足がちです。
適正に管理されている空き家であれば、有効に利活用が図られ、地域活性化にも繋がります。使用が可能な空き家が有る場合には、ぜひ情報提供ください。
問合せ先：白川町移住交流サポートセンター TEL 0574-80-0384

② 管理不全空き家の予防

○ 白川町空家除却等支援補助金

問合せ先：役場振興課

町では空き家の所有者に対して、空き家解体の補助金を交付し、適切な管理や解体の支援を行っています。

【補助額】解体費用の1/2(上限50万円、1㎡あたり1万円上限)

【補助要件】・居住を目的として建築され1年以上使用されていない建物

・町内の事業者(建設業許可有)が行う工事であること

○ 空き家の管理支援

問合せ先：役場振興課

白川町に空き家があるけど管理に行けない という方向けの支援

・白川町移住交流サポートセンターによる空き家管理支援

・ふるさと納税制度による空き家管理(年6回プラン)

管理内容：通風・換気、通水、建物内部の簡易清掃、雨漏り点検、外部点検

○ 空き家バンク登録又は登録可能家屋の家財処分

問合せ先：役場振興課

片付いている空き家は、成約率が上がります。良質な空き家を確保するため、所有者に対して支援を行っていきます。処分後は、空き家バンクへの登録が必要です。

【補助額】処分費用の1/2(上限10万円)

予約で呼べば来ます！乗れば快適！ 公共交通「おでかけしらかわ」について

役場振興課地域支援係

電話：70-1315

概要

- 行きたいときに、行きたい場所へ「おでかけしらかわ」が連れて行ってくれます。
- バスセンター(74-1001)に電話で予約日時を伝えるだけ。※受付時間 9:00~18:00
- 多くの皆様にご利用いただけるように、濃飛バスの路線に接続(乗り換え)する便もあります。

利用シーン

- シニアクラブや地域のサロンで町内飲食店や観光施設などへ
- 子どもたちでゴールデンウィークや夏休みなどに友達の家や買い物などへ
- グループや団体だけでなく通学・通勤、通院、行事や買物などのおでかけに活用できます
- スクールバスや病院の通院も同時運行しているので、利用しやすい時間に賢く活用しましょう



おでかけしらかわの種類

予約制バス

- 自宅からバス停、希望の目的地へワゴン車で直接運行します。



濃飛バス

- 予約不要で定時定路線で運行しています。

【白川中央線】

下油井駅~白川病院~白川口駅~マツオカ白川店~ゲンキーまで

【白川東白川線】

白川病院~白川口駅~東白川診療所~越原消防センター



JR接続便

- 白川北、蘇原、黒川、佐見地区方面とJR駅を結ぶ運行
- 予約が必要で、朝(行き)1便と夕方(帰り)3便を運航しています。



バスの利用料(運賃)

- 町内全域 1日乗車券 600円 1回乗車券 400円
- 地区内 1日乗車券 400円 1回乗車券 200円
- JR接続便、濃飛バス 1回乗車券 200円

※小中学生と障がい者は半額、未就学児は無料です。乗継割引などもあります。

予約・問合せ先

コミュニティバスセンター(電話)74-1001



(二次元コード:おでかけしらかわホームページ)

人口統計について

地区別人口（各年4月1日現在）

		平29	平30	平31/令1	令2	令3	令4	令5	令6	令7	令8
白川地区	男	714	694	665	637	627	605	582	556	537	525
	女	871	846	798	769	743	729	712	690	676	652
	人口	1,585	1,540	1,463	1,406	1,370	1,334	1,294	1,246	1,213	1,177
	世帯数	615	613	606	598	585	582	580	565	561	556
白北地区	男	669	652	632	609	597	575	550	531	509	488
	女	732	721	713	694	685	657	651	616	585	577
	人口	1,401	1,373	1,345	1,303	1,282	1,232	1,201	1,147	1,094	1,065
	世帯数	537	532	535	533	533	518	516	496	486	487
蘇原地区	男	1,268	1,244	1,216	1,168	1,132	1,102	1,068	1,043	999	969
	女	1,346	1,317	1,296	1,254	1,218	1,201	1,153	1,114	1,070	1,040
	人口	2,614	2,561	2,512	2,422	2,350	2,303	2,221	2,157	2,069	2,009
	世帯数	918	923	927	910	899	893	885	878	855	851
黒川地区	男	936	920	880	863	846	839	838	808	776	772
	女	1,001	1,001	970	956	939	909	906	877	855	827
	人口	1,937	1,921	1,850	1,819	1,785	1,748	1,744	1,685	1,631	1,599
	世帯数	731	732	713	711	730	740	746	739	717	714
佐見地区	男	507	491	471	456	446	429	412	390	385	375
	女	560	550	534	515	499	478	462	443	431	416
	人口	1,067	1,041	1,005	971	945	907	874	833	816	791
	世帯数	388	383	375	371	363	354	342	336	329	332
計	男	4,094	4,001	3,864	3,733	3,648	3,550	3,450	3,328	3,206	3,129
	女	4,510	4,435	4,311	4,188	4,084	3,974	3,884	3,740	3,617	3,512
	人口	8,604	8,436	8,175	7,921	7,732	7,524	7,334	7,068	6,823	6,641
	世帯数	3,189	3,183	3,156	3,123	3,110	3,087	3,069	3,014	2,948	2,940

※外国人を含む

地区別外国人人数

(R8. 4. 1現在)

	男	女	計
白川地区	13	23	36
白北地区	3	20	23
蘇原地区	5	3	8
黒川地区	46	31	77
佐見地区	2	4	6
計	69	81	150

外国人国籍別状況

(R8. 4. 1現在)

国籍	タイ	フィリピン	ベトナム	中国	韓国
人数	15	53	30	12	4
国籍	朝鮮	カンボジア	ミャンマー	スペイン	ブラジル
人数	2	6	17	1	1
国籍	アメリカ	インドネシア			合計
人数	2	7			150

住民基本台帳形態別人口増減等 (平成28年度～令和7年度)

区 分	出 生 a (人)	死 亡 b (人)	自然動態計 a-b=c(人)	転 入 d (人)	転 出 e (人)	社会動態計 d-e=f(人)	増 減 (人)	婚 姻 (件)	離 婚 (件)
平成28年度	40	182	△ 142	210	263	△ 53	△ 195	25	7
平成29年度	34	173	△ 139	225	254	△ 29	△ 168	27	4
平成30年度	25	178	△ 153	182	290	△ 108	△ 261	23	8
平成31年度	24	175	△ 151	167	270	△ 103	△ 254	25	8
令和2年度	21	151	△ 130	176	235	△ 59	△ 189	13	5
令和3年度	25	168	△ 143	179	244	△ 65	△ 208	19	11
令和4年度	19	167	△ 148	232	274	△ 42	△ 190	18	7
令和5年度	12	184	△ 172	166	260	△ 94	△ 266	18	3
令和6年度	13	190	△ 177	164	232	△ 68	△ 245	10	4
令和7年度	11	156	△ 145	164	201	△ 37	△ 182	13	2
平均	22	172	△ 150	187	252	△ 66	△ 216	19	6

人口構成 (R8.4.1現在)

	人口構成率(%)			日本人(人)			外国人(人)		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
0歳～18歳	8.7	4.1	4.6	573	272	301	3	0	3
19歳～64歳	42.0	21.9	20.1	2,649	1,388	1,261	143	68	75
65歳以上	49.3	21.1	28.2	3,269	1,400	1,869	4	1	3
全 体	100.0	47.1	52.9	6,491	3,060	3,431	150	69	81

概要

町では、町民の健康づくりを推進するため「豆まめ健康茶レンジ事業」を実施しています。健(検)診の受診や、町が指定する対象事業への参加によりポイントを貯め、10ポイント達成で特典が受けられます。(自己申告制)

各地域でスポーツイベント等を実施される際に、本事業の対象となる旨の周知や参加の呼びかけにご協力いただきますようお願いいたします。

対象イベント

- 健(検)診の受診
- 自治会やスポーツ推進員、シニアクラブ等が主催する地域のスポーツイベント
(例:グランドゴルフ大会、モルック大会、登山、マラソン等)

対象・期間

参加対象者

町内に住所のある満20歳以上の方

実施期間

令和8年4月1日～令和9年1月29日

提出先

保健福祉課 保健係 (Web 提出も可)



しらか
ShiRaCa

特典

しらか 3,000ポイント

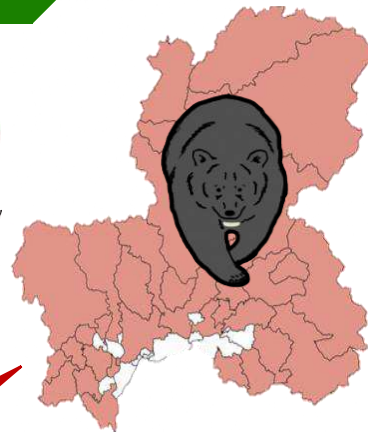
令和8年度は町政70周年特別記念として達成者全員に進呈します。

ウェブサイト



クマに注意

クマを知って、被害を防ごう



岐阜県

環境生活部環境生活政策課

県内のほぼ全域に生息



■ 生息を確認した地域

出会わないために

クマにとって魅力のない環境作りが重要

人の生活圏への出没防止

- ✓ 侵入経路になるやぶの刈払い
- ✓ 誘引物の除去、適切な管理
- ✓ 除去できないものには電気柵の設置

クマの生息域での事故防止

- ✓ 出没情報のチェック
- ✓ 入山する時は2人以上で行動
- ✓ 鈴やラジオで音を出す
- ✓ クマの痕跡があったら立ち去る
- ✓ ゴミや食べ物を放置しない
- ✓ 薄明薄暮は林縁に近づかない
- ✓ クマスプレーを携帯する
- ✓ 見通しが悪い場所、音が聞こえにく場所は要注意



出会ってしまったら

落ち着いた行動を!!

クマと出会ったら

- ✓ クマを刺激しない
- ✓ 子グマに注意(近く親がいる)
- ✓ 背中を見せずにゆっくりと後退する

クマが向かってきたら

- ✓ 突進のほどんでは威嚇突進
- ✓ クマと自身の直線上に障害物を挟む
- ✓ クマスプレーを使用する
- ✓ 防御姿勢をとる

首と腹を守る!



岐阜県内のクマの生息状況

個体数は増加中、出没・事故情報数に関わらず注意が必要です

- ✓ ツキノワグマは県内のほぼ全域に生息している
 - ✓ 県内の推定生息数は3,708頭※
 - ✓ 増加傾向にあると考えられている
- ※MCMC法によるベイズ推定の中央値(2022年度時点)

情報収集のお願い

安全な暮らしのために、クマの目撃・被害情報をお寄せください
皆様のご協力が地域の安心につながります

クマの情報は、お近くの市町村、岐阜地域環境室または県事務所環境課へご連絡ください。

県域統合型GIS 岐阜県クママップ

岐阜県内でのクマ目撃情報を確認できます



岐阜県 環境生活部 環境生活政策課

連絡先 058-272-1111

発行 2024年9月 編集 (株)野生動物保護管理事務所

令和6年度
「アーバンベアモニタリング調査業務委託」
の一環として作成
※無断転載・複製を禁止します

このチラシは「令和6年度クマ類の出没に対応する体制構築及びクマ緊急出没対応業務(環境省)」により作成しています

詳しくはこちら▲

田んぼ・畑のイノシシ・シカ・サル等の侵入防止対策(電気柵・侵入防止ネット)に、町から補助金が出ます！

町内にお住まいで、農作物の獣被害対策のための侵入防止柵を設置する方は、町から補助金を受けることができます。丹精込めて育てた農作物をイノシシ・シカ・サル等から守るためにご活用ください。

補助対象となる侵入防止設備

- 電気柵（電源装置、電線、支柱、ガイシ、ゲート金具 等）
- ナイロンネット(ナイロンネット、支柱、等)
- ワイヤーメッシュ(ワイヤーメッシュ、支柱、結束線 等)



補助金の交付内容

イノシシ、シカ、アライグマやハクビシン等の小動物用	設置費用の50%(上限3万円)
サル特化型 (高さ2m以上の電気柵・専用ネット等)	設置費用の50%(上限8万円)

※ご近所等で共同設置する場合は、上限は受益者数×3万円になります。(サル特化型は受益者数×8万円)

※補助金額は千円以下を切り捨てた額になります。

申請されるときのご注意

- 申請は購入前にしかできません。(購入設置後の申請は不可)
- 予算がなくなり次第、その年度の補助事業は終了になります。
- 本補助金を活用した場合、設置後電気柵で5年、ワイヤーメッシュは8年が経過するまで同じ圃場では本補助金は使えません。
- 営農組合や自治会などで広範囲に設置を希望される場合は、農林課までご相談ください。

詳しくは、農林課農務係までお問い合わせください。
電話0574-70-1317(直通)

有害鳥獣捕獲者育成支援について (白川町鳥獣被害対策実施隊員育成事業費補助金)

農作物に被害を与える野生動物の捕獲を行う「白川町鳥獣被害対策実施隊」の隊員の確保のため、町から捕獲に必要な資格取得や資材購入費等について支援し、農林業や生活環境への被害の軽減、生態系の保全を推進しています。

令和8年度からは、新たに「わな猟」の資格希望者も対象とします。

補助事業対象者

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 第1種猟銃免許、わな猟免許を取得しようとする者
- (3) 補助金の交付を受けた年度の翌年度の11月末日までに狩猟者登録を行い、登録した年度の翌年度から3年間白川町鳥獣被害対策実施隊に所属し、被害防止捕獲又は個体数調整捕獲の従事者として従事可能な者
- (4) 健康で他の狩猟者の模範となる人物であると町長が認めた者

補助金対象経費等

第1種猟銃免許：銃猟免許取得、銃所持許可、※銃取得(保管庫の取得を含む)、狩猟登録費用のために必要な経費(講習会参加費を含む)

補助金額は最大30万円

わな猟免許：わな猟免許取得、※わな取得、狩猟登録費用のために必要な経費(講習会参加費を含む。)

補助金額は最大3万円

※購入支援対象や対象数量については、農林課農務係までお問い合わせください。

現在、補助要綱の改正中であり、実際の施行は5月からの見込み。

■ 林務係の関係事業について

自治会や自治協議会、期成同盟会など地元住民組織の要望によって森林整備事業を実施又は支援します。

なお、事業の実施には土地所有者の同意が必要です。

① 危険木の除去（事業実施主体：町・森林組合）

学校や保育園、通学路など公益性の高い場所について、倒木の危険性の高い枯損木、枯れ松などを伐採除去します。

整備前



整備後



② 道路景観整備事業（事業実施主体：自治協議会・自治会・期成同盟会等）

道路脇の森林等の支障木を伐採することにより、交通安全の確保と森林景観の改善、環境美化の推進を図ります。

町道や農道・林道など生活基幹道から10m以内の支障木を伐採・搬出運搬することに対し地元組織等へ補助金を交付します。

また、竹林の伐採についても補助金を交付します。

整備前



整備後



③ 木材破碎機の貸し出し（事業実施主体：自治協議会・自治会等は無料）

道路景観整備で発生した竹の処分、自治会内の景観整備など、公共性の高い使用について自治協議会、自治会などの申請であれば無料で使用することができます。また、破碎した破片を林内に敷くことにより雑草の発生を一時的に抑えることもできます。

破碎できる大きさは10cm以内の竹や木材となります。

原則貸し出し内容は以下の表の通りとなります。

区 分	曜 日	期 間
貸 出	火曜日	7日間
返 却	月曜日	



【注意事項】

- ・申請の際の目的以外に使用しないでください。
- ・燃料代は使用者でご負担ください。
- ・使用中の事故等による保険は、必要に応じて使用者側で加入してください。

■お問合せ先

農林課 林務係

電 話 0574-70-1318（直通）

0574-72-1311（代表）（内線244, 245）

E-mail nourin@town.shirakawa.lg.jp

白川町の新校舎と特色ある教育

～ふるさとを心に刻み、存在感あふれる

白川町の子どもを育てる学校～



白川町では少子化が進んでいますが、子どもたちには「白川町だからできた」という様々な体験を土台として、創造性と社会性を養い、広い視野をもち、将来を見すえ、世界とつながる国際感覚を身に付けた人材となることを期待します。

そのために白川町では子どもたちの未来を考え、より良い教育環境を整えようと学校統合を重ねてきました。そして、念願である新校舎の建設もいよいよ始まります。

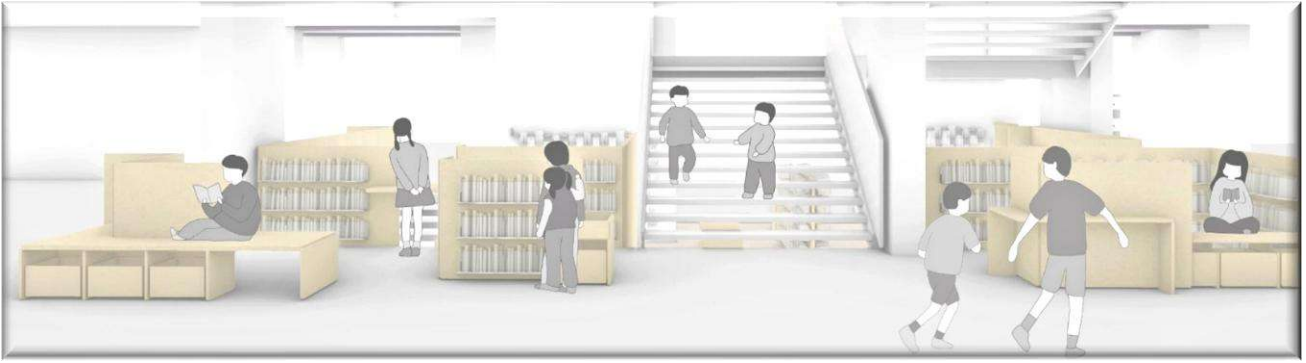
そこで、白川町の新校舎の建設と特色のある教育について、令和7～11年度の5年間ほどの取組計画を紹介するパンフレットを作成しました。

白川町では、令和11年度には3小学校1中学校の配置を予定しています。このパンフレットではおおむね令和11年度の体制を描いていますが、内容によってはそれより早く実現できるもの、すでに実施しているものもあります。

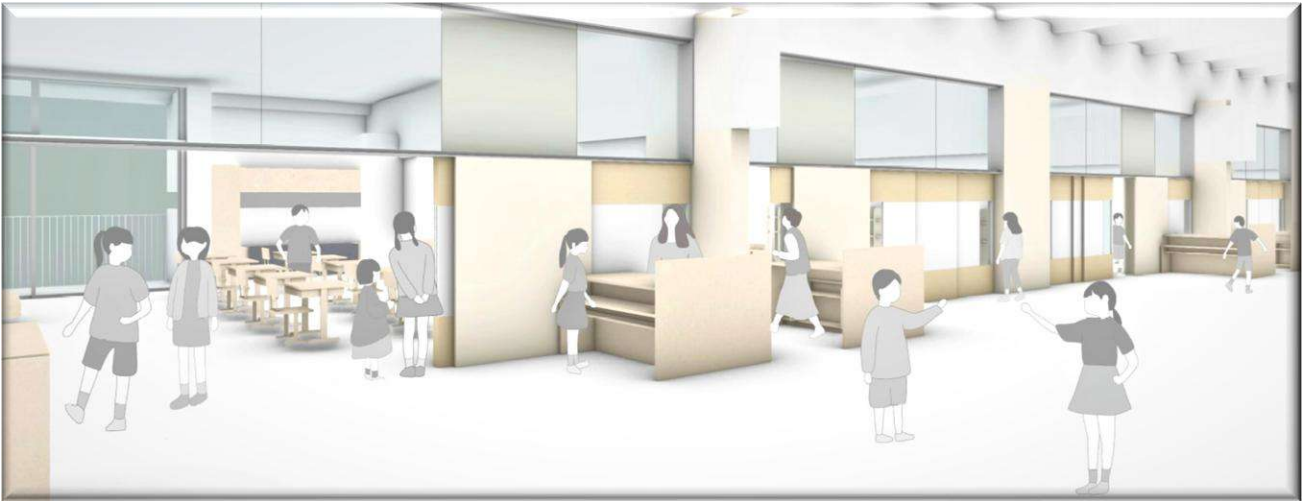
白川町民の皆さんがこのパンフレットを読まれ、教育を通して白川町がどんな豊かな町になっているか想像をしていただき、校舎建設や特色ある教育にご理解とご協力をお願い申し上げます。（このパンフレットは、令和7年11月版に「新しい学校づくり検討委員会」や「まちづくり懇談会」などでのご意見を参考に、加筆修正したものです。）

令和8年2月

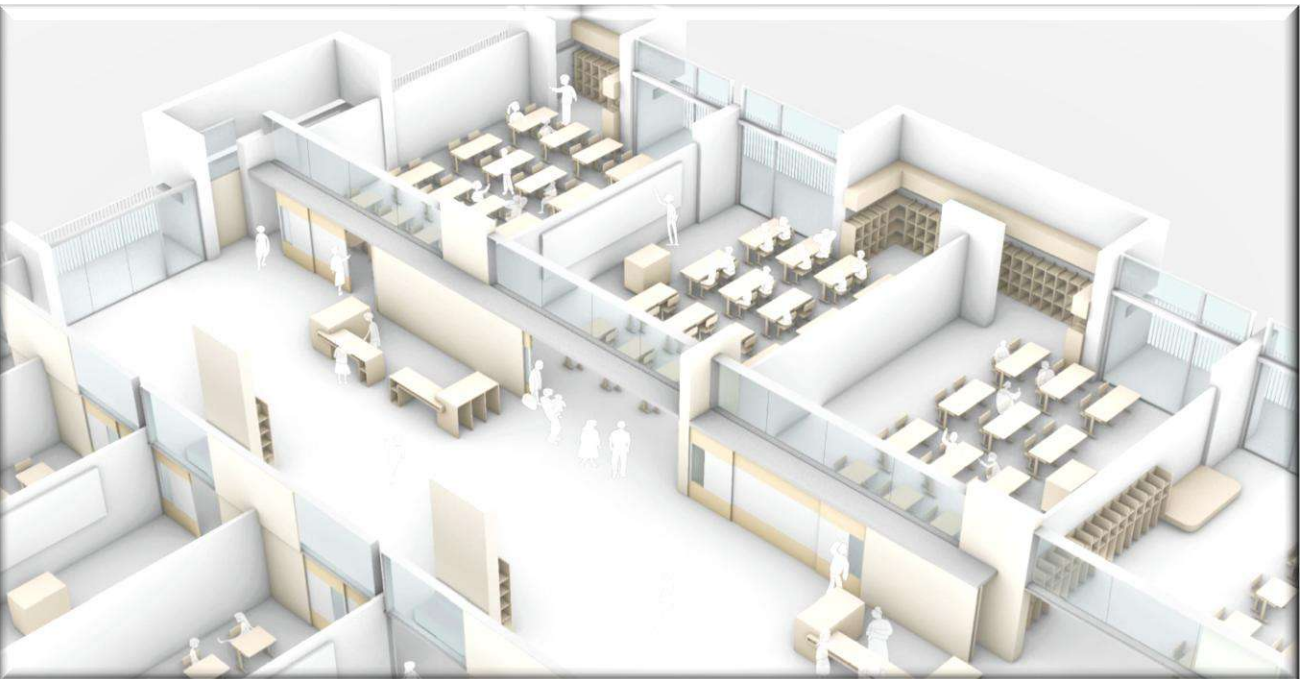
白 川 町



玄関を入ると読書の町を象徴するみんながワクワクするような図書スペースが広がる。



各教室の前には多目的スペース「ラーニングストリート」が広がり多様な学びに対応

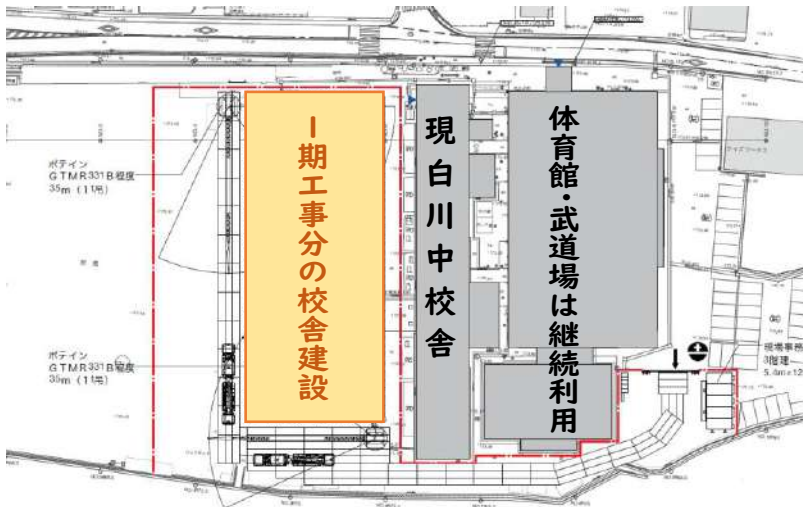


建具を開け閉めすることで、教室をオープンとクローズドな環境に切り替えることができる。

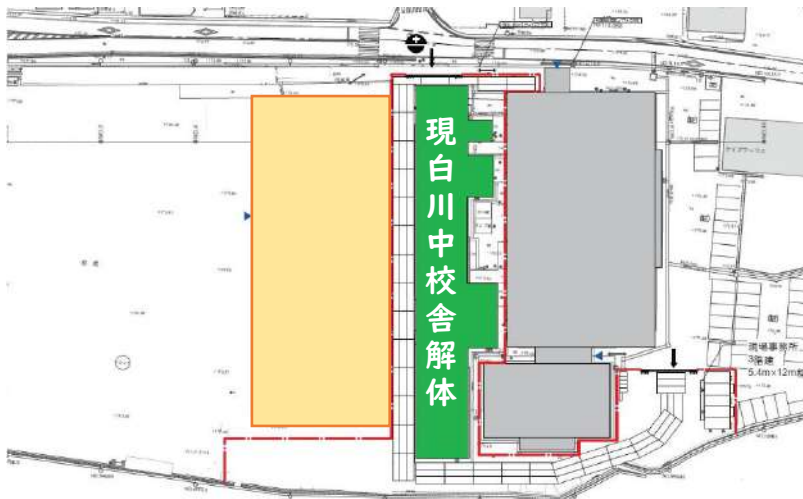
- 児童生徒や地域との交流・協働が生まれ、小中一貫教育の実施に適した学校
- 多様性に対応した、誰もが安全で安心な使いやすい学校

工事・引っ越しなどのスケジュール

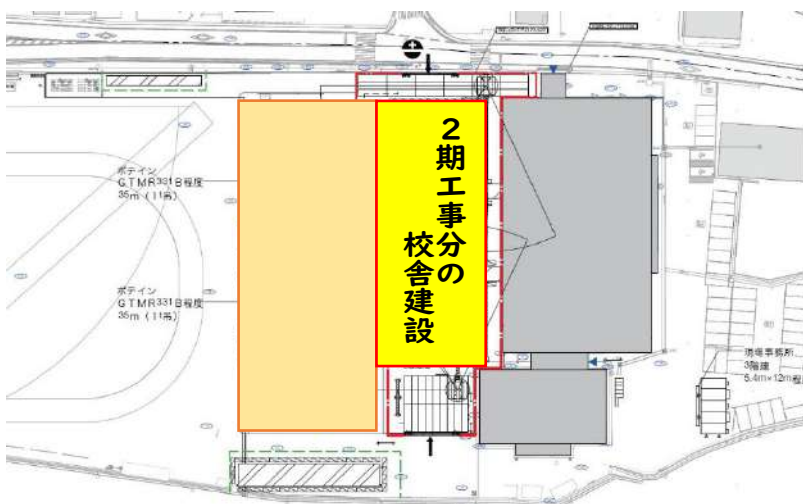
令和7年11月～令和8年12月



令和9年1月～令和9年5月

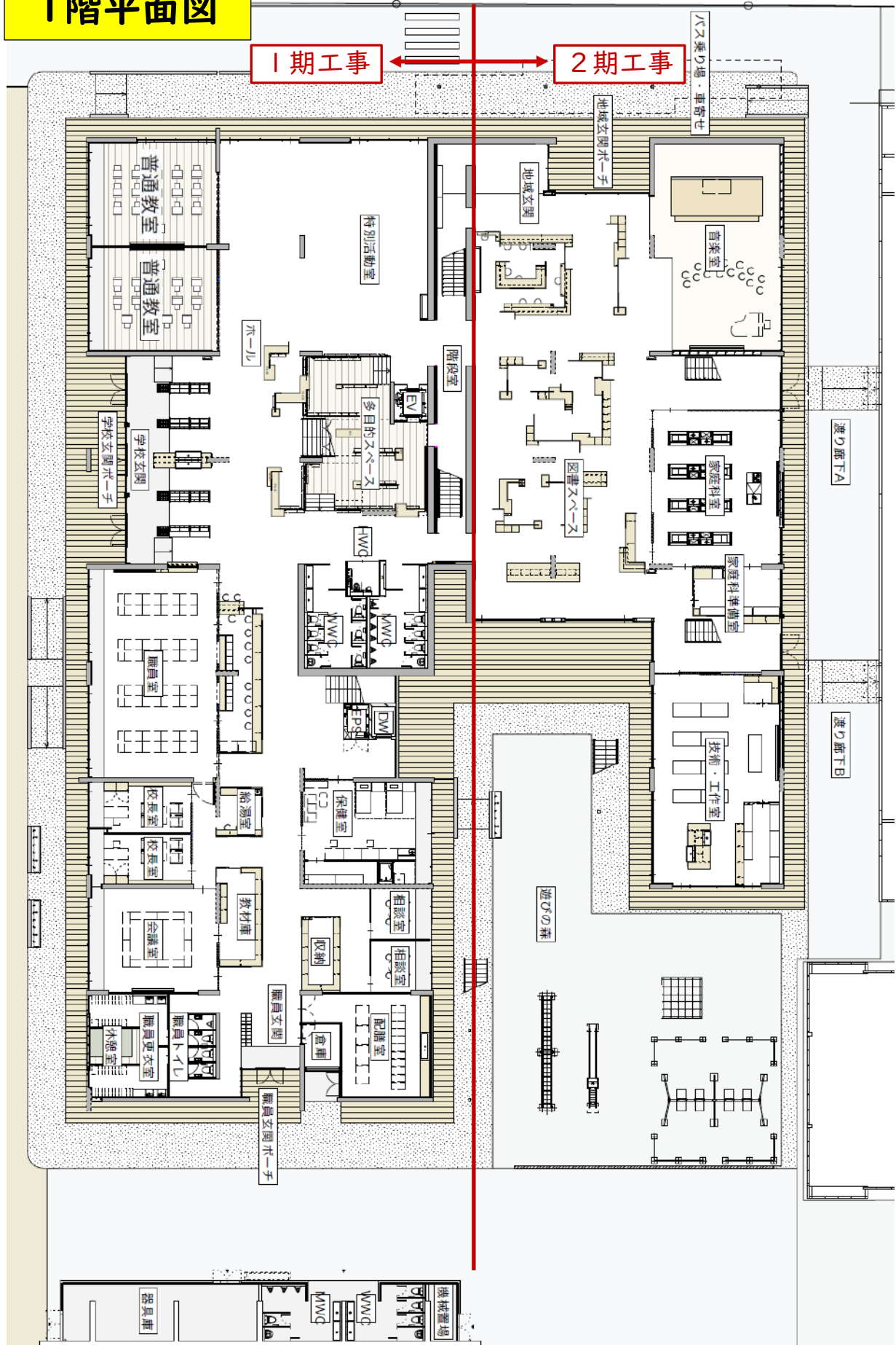


令和9年6月～令和10年2月



年	月	スケジュール案	年度	
令和7年	10	工事準備	令和7年度	
	11	1期工事開始		
	12			
令和8年	1		令和8年度	
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
令和9年	12	1期工事完了	令和9年度	
	1	白川中が新校舎に引越し		
	2	白川中が新校舎使用開始		
	3	現白川中校舎解体工事		
	4	解体工事		
	5	白川小と蘇原小が 新校舎に引っ越し		
	6	白川小と蘇原小が統合 新校舎を使用開始		
	7	現白川中校舎解体完了		
	8	2期工事開始		
	9			令和9年度
	10			
	11			
12				
令和10年	1	全工事完了	令和10年度	
	2			
	3			
∴	∴	∴	∴	
11	4	白川中に黒川中が統合 黒川地区の生徒が新校舎へ	11	

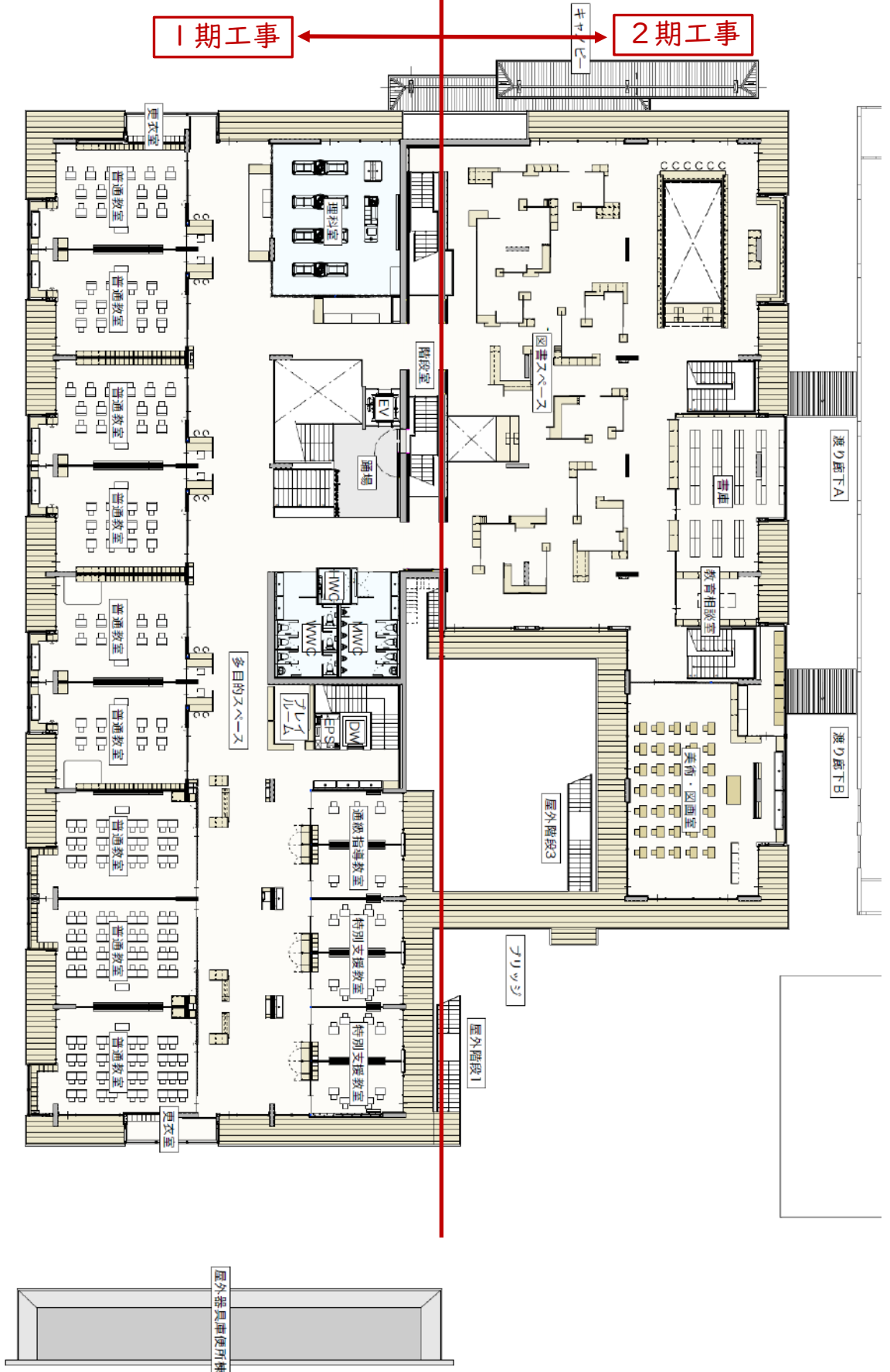
1階平面図



2階平面図

1期工事

2期工事



屋外器具庫使用所棟

新校舎での学校生活

1 新校舎への通学方法

白川町の児童生徒の通学方法は、徒歩、スクールバス（SB）、自転車ですが、学校統合が進み、SB通学者が増加しています。また、少子化や道路状況等により一部に保護者による送迎があります。

新校舎への通学方法を表す右の図は「3小1中」の場合のイメージです。運行経路や時間など、詳細は現在検討しています。



「3小1中」体制になった時のイメージ図

登校 SB通学については、小中学生が同じバスに乗り、午前8時頃に学校に到着する予定です。

下校 SB通学は午後4時頃学校発を予定しています。クラブ活動を行う場合は「おでかけ白川（高校便）」で対応します。

※ SBについては、児童や生徒が安心して利用できるようダイヤや運行経路を熟慮しながら検討していきます。

2 1日の生活（日課表）

小中学生が共に学ぶ校舎であることに配慮し、
●活動しやすい日課表、●次期学習指導要領改定の趣旨を踏まえて、柔軟に対応できる日課表にします。

具体的には、

- ①授業の1単位時間は小中共に45分（または50分）で統一し、下記のような利点を活かします。
 - ・始業・終業のチャイムで子どもが混乱しない。
 - ・「乗り入れ授業」を行う教員にとっても、小中の教室移動が行いやすい。
 - ・異学年の交流活動が行いやすい。
 - ・移動や休み時間に自然なふれあいができる。
 - ・右図の業間活動について、
 - ★身体づくりは小学生の遊びや運動の時間
 - ★補充学習は中学生の教科学習を補充する時間（→これにより年間の授業時間を確保する）
- ②統合しない学校においても日課表は毎年検討し、より良いものに改善していきます。

登校（SB到着）
準備
朝の会
1校時
2校時
業間活動（身体づくり／補充学習）
3校時
4校時
給食
昼休み
掃除
5校時
6校時
帰りの会
下校（SB出発）
放課後（子ども教室／地域未来塾）
地域クラブ活動（スポリン）
帰宅（「おでかけ白川」の利用）

※「準備」から「帰りの会」までが教育課程内です

3 地域クラブ活動

少子化等の理由により、全国的に部活動の「地域展開」が進んでいますが、地域展開に対する白川町の方針は下記の通りです。

- ①子どもたちがスポーツ活動や文化活動に取り組める環境を整備する。
- ②「スポーツリンク白川」などの実績を活用して取り組む。

具体的には、

- ・クラブの活動時間などは「白川町地域クラブ活動ガイドライン」に従って行います。
- ・平日（放課後）及び休日共に地域クラブ活動とします。
- ・地域クラブの種目は部活動での種目の継続を図ります。
- ・地域クラブの運営は「スポーツリンク白川」が行い、活動時間・活動場所などの調整、指導者の認定・謝金・研修、クラブ間の連携などを運営します。
- ・地域クラブは地域指導者が指導します。学校教員も兼職兼業の申請と許可によって、地域指導者として指導を続けられます。
- ・平日の活動後は「おでかけ白川（高校便）」で帰宅します。休日の活動の送迎は保護者での対応をお願いします。
- ・白川中学校と黒川中学校が統合するまでは、各地域でクラブ化を進めていきます。

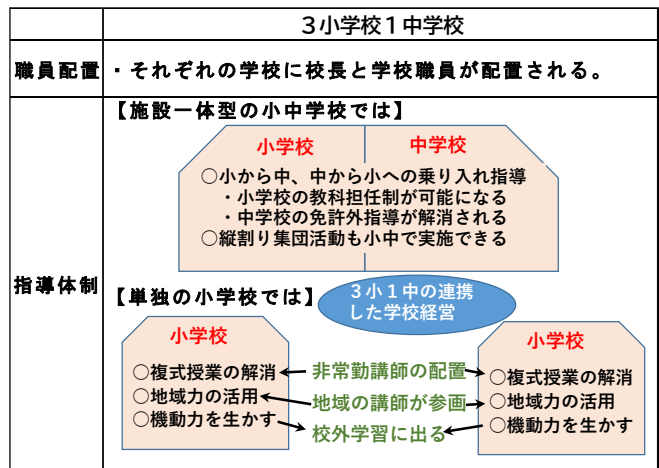


4 教員の指導体制

右の図は令和11年度の3小学校1中学校体制を示しています。

① 施設一体型の小中学校では

- ・職員室を1つにし、小・中学校の教員が子どもに関わる情報を交流することできめ細かな生徒指導を実現。
- ・子どもは多くの先生に接することができ、中1ギャップの解消。
- ・小から中へ、中から小へ、教員が乗り入れて指導し、より専門的な授業を実施。
- ・縦割り集団（異年齢集団）による活動は小中合同で実施可能。



② 単独の小学校では（黒川小・佐見小）

- ・身近な自然・社会環境を生かした学習。
- ・複式学級になっても、非常勤講師等の配置により複式授業を減少。逆に少人数の機動力を活かして、校外学習の実施や施設一体型の小中学校へ移動しての合同授業。
- ・テレビ会議で他校との合同授業（右の写真）。



白川町の学校教育 ～6つの特徴～

学校は社会性や創造性を伸ばす場

その根幹は「体験を通して、身体をつくり^①、言葉を育て^②、『志の芽』を培う^③」

- ①主として身体の神経系の発達(体幹やバランス感覚、力加減など)を促進します。
- ②人は言葉を使って考えたり伝えたりします。日本語(母語)を重視し、外国語(英語等)との違いや共通性を考え、さらに数式や化学式、プログラム言語なども一種の言葉として理解できるようにします。
- ③自己有用感を育み、社会における将来の自分の役割(志の芽)を抱くようにします。

1 「ふるさと白川」を教材とした「美濃白川学」(ふるさと教育)

- 「美濃白川学」(総合的な学習)により郷土愛を育み、「志の芽」を培います。
- ・美濃白川学は「白川を知る・考える・創る力をつける学習」です。

白川を知る…見学や体験によって白川のよさを知り、楽しむ。
白川を考える…比較や関連づけによって白川のよさと課題を考える。
白川を創る…探究によって白川の将来を考え、発信する。

- ・美濃白川学で扱う内容は白川町の自然、環境、産業、文化、伝統芸能、歴史、福祉、健康、人々、国際理解などです。すべての学校で共通の内容と学校独自の内容があります。
- ・美濃白川学の内容は小学校から中学校への関連(タテのつながり)や各学年の国語・算数・数学・理科・社会など、教科との関連(ヨコのつながり)を図っています。
- ・授業方法は小学校では体験から発表につながる授業、中学校は探究から発信につながる授業。地域の専門家を招いて行う授業(地域学校協働活動)。直接体験と間接体験(情報の活用など)の調和を図った授業など、多様な授業展開をします。



白川茶の学習



豆腐作りの学習



大学を訪問して白川町を紹介する学習

2 年齢や成長・発達に即した身体づくり(健康教育)

- 児童生徒の成長段階や生活習慣に応じた適切な「身体づくり」を進めます。

- ・朝ごはんを食べない、睡眠不足、メディア漬け、運動不足などの生活習慣は成長段階にある子どもたちに望ましくありません。
- ・朝食の実態調査、栄養教諭の指導による食の授業、家庭や地域での野菜づくり体験などによって、食の大切さの理解と実践を推進。町食教育研究推進協議会で交流・研究。
- ・歯みがき指導、「あいうべ体操」など、歯と口の健康づくり。
- ・スクールバス通学の増加に対応した運動の習慣化。
- ・成長段階に即した身体づくり運動の実践。
- ・地域スポーツクラブへの積極的参加を啓発。



平衡感覚を養う運動

3 外国語（英語）を使って世界の文化を楽しむ（国際理解教育）

● 「ふるさと白川」を英語で語り、世界とつながる英語力を育てます。

- ・外国語や日本語などの「言葉への気づき」を重視した英語科の授業。
- ・保育園、小・中学校にALTを派遣。さらに小学校には英語指導非常勤講師を派遣し、英語の発音や聞き取りの充実。
- ・中学生にはタブレットを使ったスピーキング練習。さらに外国の学校とテレビ会議を使い、英語で相互の文化を実践的に交流。
- ・町英語教育推進委員会による成果の確かめ。
- ・中学生の海外派遣（イタリアピストイア市など。ただし現在は休止中）



小学校の英語科授業



中学校の英語による交流

4 読書活動の推進（図書館教育）

● 豊かな感性を育み、「読書のまち宣言」を実現します。

- ・小中学校読書活動年間指導計画による実践。
- ・町立図書館「美濃白川楽集館」と連携した読書活動。
- ・読書フェスティバル（読書サミット）の実施。
- ・小中学校図書館主任、楽集館司書による連携会議。



5 タブレット等ICTの有効活用（情報教育）

● ICT活用により論理的な思考力を養います。

- ・ICTの意味は情報コミュニケーション技術。総合的な学習や中学校の技術科でICTの役割を学び、他教科でICTを活用。
- ・ICTを、リモート授業、探究学習、プレゼンテーション及び個別最適な学習で活用。個別学習教材としては「ドリルパーク」や、「ぎふウエブラーニング」などを使用。
- ・ドローン活用授業には専門家の派遣。
- ・町情報教育研究会でカリキュラムの調査研究。

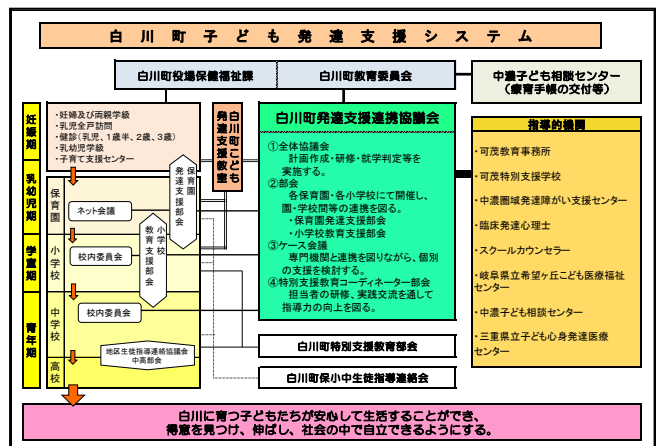


ドローン活用授業

6 一人も取り残さない教育（インクルーシブ教育）

● 白川に育つ子どもたちが安心して生活し、社会の中で自立できるようにします。

- ・インクルーシブとは、障害のあるなし、年齢、性別、国籍などを受け入れ、誰一人孤立することなく、あらゆる人が共に生きる（共生する）社会を築くという理念。
- ・「白川町子ども発達支援システム」（右図）を機能させ、妊娠から青年期まで支援。
- ・新校舎はインクルーシブ教育の推進に適した設計。



白川町の学校再編 “これまで” と “これから”

1 白川町の教育行政的な課題と学校再編の方針

教育行政的視点からの
3つの課題

- ・少子化
- ・施設の老朽化
- ・通学の負担

これまでの対策例

- ・少子化により複式学級となり、1人で複数の学年を担当します。そのため、非常勤講師を配置することで、複式授業を減らしています。
- ・施設の老朽化に対しては適宜修繕を行ったり、学校統合によって古い校舎を使わなくしたりしています。
- ・学校統合により通学時間が増えるため、スクールバスの運行を工夫し、通学時間の短縮を図っています。



3つの課題は相互に関連しており、総合的な対策が必要です。そこで、これまでの学校再編の方針は次のとおりです。

学校再編の方針

上記の課題を解決するために、「統合」と「存続」そして「校舎建設」を組み合わせ、子どもたちによりよい教育環境を提供します。

2 学校再編の歩みと今後の計画

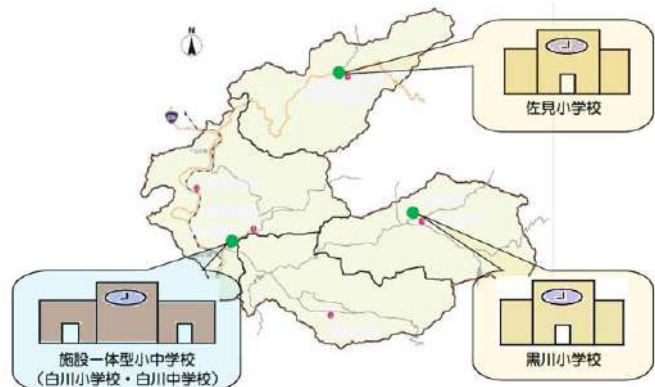
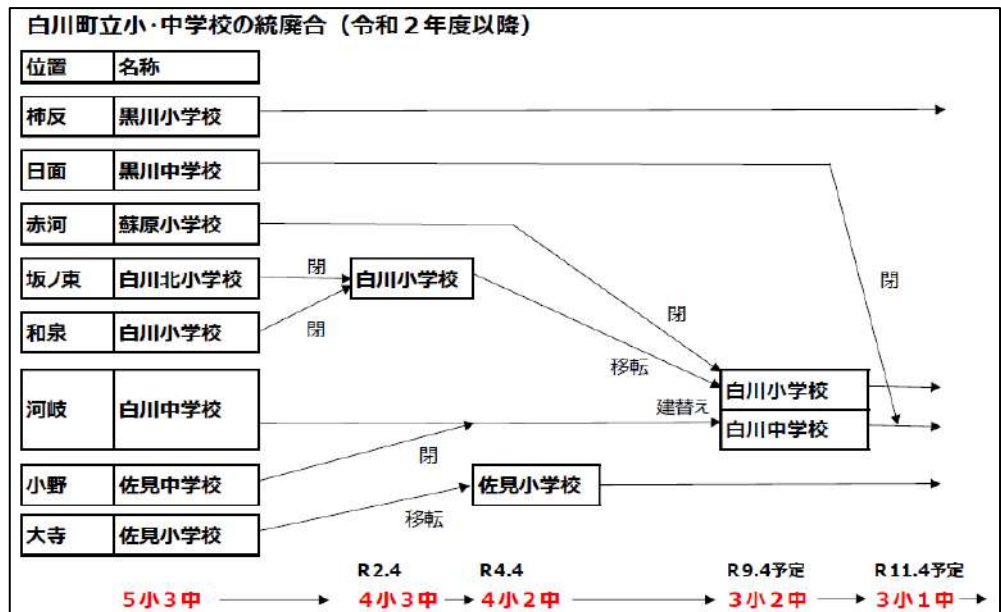
右の図は令和2年度から令和11年度までの学校再編の歩みと今後の計画を示したものです。

白川町では5小3中の時代が長く続きましたが、現在は4小2中です。

令和9年度には新校舎1期工事の完了と共に白川小と蘇原小が統合し、3小2中になる予定です。

そして令和11年度には黒川中が白川中に統合し、3小1中になる予定です。その時の学校配置は右の図のようになります。

ただし、現在の保育園児の数から、少子化は止まりません。さらに今後の学校のあり方を考えていかなければなりません。



3 令和9年から使用する新しい学校に向けての準備

～現在の白川中、白川小、蘇原小に関すること～

①引っ越しや統合に伴う備品の確認

- ・教育委員会と学校で新校舎へ入れるもの、廃棄するもの等に分別します。
- ・ほとんどの物品は引越し専門業者に委託し、安全に引越し作業を行います。

②新しい学校の年間指導計画、日課表等

- ・白川の自然、歴史、生活、文化、産業、伝統などを学年の発達にに応じて学ぶ「美濃白川学」、小・中学生の生活がスムーズにできる日課表等を考案します。
- ・上記について、町カリキュラム開発部会で立案し、新しい学校に提案します。

③新しい学校への通学方法

- ・スクールバス運行については、児童が安心して通学できるようダイヤを工夫します。尚、運行経路や時間については児童生徒数の変動に伴い、毎年見直しています。

④新しい小学校の服装等

- ・体操服等（ジャージ）については、学校と保護者（白川小と蘇原小）、納入業者、教育委員会等で協議しながら決めていきます。
- ・なお、統合しても、すでに使用している体操服等をそのまま使用しても大丈夫です。

⑤閉校式、校舎に感謝する会、統合記念式典など

- ・教育委員会が実施するほか、PTAや地域の実行委員会が実施します。

4 その他の学校等に関すること

①黒川中学校

- ・部活動の地域展開について環境整備を進めます。
- ・令和11年度の白川中学校との統合に向けて準備を始めます。

②佐見小学校

- ・さらに人数が減り、全校2学級の可能性があります。今後について話し合いをします。

③黒川小学校

- ・児童数減が予想されます。校舎も古くなっています。今後について話し合いをします。

④保育園については、5地区に1つずつ保育園を置くという方針を続けます。

